但東地域における

公共施設あり方方針策定業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

2025年10月

豊岡市

目　次

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　実施形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４　見積限度額(予算額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

５　事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

６　参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

７　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

８　参加申込みの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

９　企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

10　プレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

11　審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

12　情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

13　失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

14　契約相手方の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

15　契約手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

16　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

17　問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

但東地域における公共施設あり方方針策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この要領は、但東地域における公共施設あり方方針策定業務において最も優れた成果が期待できる事業者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

２　趣旨

但東地域の公共施設は、合併前に設置されたものが多く、旧但東町として運用するための機能、規模のものです。しかしながら人口の減少に伴う利用者の減少、施設の陳腐化・老朽化に直面しており、現状を維持していくことが非常に困難であると見込まれています。このため、あり方方針について但東地域の方とともに公共施設の集約や廃止などを含めた地域の意見を取りまとめ、ノウハウやアイデアを活用して方針策定業務を委託できる民間事業者を広く募集いたします。

３　実施形式

公募型プロポーザル方式

４　見積限度額（予算額）

2025年度業務分　　　　2,000千円

2026年度業務分　　　　1,700千円　　　計 3,700千円

※なお、参考見積の金額が、各年度毎の予算額を超過した場合は失格とします。

５　業務概要

別紙仕様書のとおり

６　参加資格

プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる事項を満たす者とします。

⑴　過去５年以内（2020年４月１日から2025年３月31日）に、地方公共団体が発注した、住民参加型のワークショップの運営支援を含む業務を行い、完了した実績を有していること。

⑵　豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。

⑶　豊岡市入札参加資格制限基準（令和３年豊岡市制定）第２条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第３条の規定による資格制限を受けている者でないこと。

⑷　破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。

⑸会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑹豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第７条に規定する措置の対象に該当していないこと。

⑺　応募できる者は、個人及び法人（公共的団体を含む。）とする。

複数の者が共同して応募を行うことも可能とする。また、その場合は、共同申請者等の中から代表者を設定し、代表者が窓口になることとする（共同事業体）。なお共同で応募する場合は、代表者が上記⑴から⑺、代表者以外の構成員が上記⑵から⑺の要件をそれぞれ満たさなければならないものとする。

７　スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 実施要領の公表 | 2025年10月10日（金） |
| 参加申込期間 | 2025年10月10日（金）～2025年10月24日（金） |
| 質問受付期間 | 2025年10月10日（金）～2025年10月24日（金） |
| 質問に対する回答 | 2025年10月28日（火）まで |
| 参加資格審査結果通知 | 2025年10月28日（火）まで |
| 企画提案書の提出期間 | 審査結果の通知日～2025年11月４日（火） |
| 審査（プレゼンテーション） | 2025年11月11日（火） |
| 審査結果通知 | 審査から７日以内 |
| 契約の締結 | 結果通知後、協議の上速やかに |

８　参加申込みの手続き

⑴　参加申込書類の提出等について

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出してください。

ア　提出書類

(ｱ)　但東地域における公共施設あり方方針策定に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式１）　１部

(ｲ)　事業者の構成調書（様式１の２）　１部（共同による申請の場合）

(ｳ)　事業実績書（様式２）　１部

(エ)　事業者概要（様式３）　１部

(オ)　個人の場合は当該個人の住民票、法人の場合は法人・商業登記簿謄本

※ いずれも３箇月以内に発行されたもの

(ｶ)　以下に示す納税証明書等　※納税証明書は３箇月以内に発行されたもの

＜個人＞

①　豊岡市に納税があり、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合

・「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の２］＝所管税務署発行

・「豊岡市税の調査に関する同意書」（様式４）〈納税状況確認用〉

②　豊岡市に納税があり、所得税等の申告がない場合

・「豊岡市税の調査に関する同意書」（様式４）〈納税状況確認用〉

③　豊岡市に納税がなく、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合

・「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の２］＝所管税務署発行

・居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）

④　豊岡市に納税がなく、所得税等の申告もない場合

・居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）

＜法人＞

①　豊岡市に納税がある場合

・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の３］＝所管税務署発行

・「豊岡市税の調査に関する同意書」（様式４）〈納税状況確認用〉

②　豊岡市に納税がない場合

・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の３］＝所管税務署発行

※複数の者が共同して応募する場合は、上記の(ｴ)から(カ)については構成事業者全員分を提出してください。

イ　提出方法

　　電子メール、郵送又は持参（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く）

⑵　応募期限及び受付時間

ア　提出期限　　2025年10月24日（金）17時まで

イ　提出先

豊岡市但東振興局地域振興課

〒668-0393　兵庫県豊岡市但東町出合150番地

電話番号：0796-21-9026

電子メール：tantou-chiiki@city.toyooka.lg.jp

ウ　受付時間（持参の場合）

９時から17時まで（土・日曜日、祝日を除く）

⑶　参加資格審査

応募事業者等について、前記６に規定する参加資格の有無を審査します。参加資格審査の結果については全応募者に対し、2025年10月28日（火）までに電子メールにて通知します。

⑷　質問書の提出と回答

実施要領の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式５）に必要事項を記入し、次のとおり提出してください。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けません。また質問書の作成のため現地見学を希望する場合は日程を定めず随時受け付けます。

ア　提出期限　　2025年10月24日（金）17時まで

イ　提出方法　　電子メール

なお、本事業の質問書及び質問者であることを容易に把握するため、電子メールの件名を【但東地域公共施設公募型プロポーザル質問書（□□）】としてください。（□□は会社等の名称又は略称）

ウ　提出先　　　８⑵イに同じ。

エ　質問回答日　2025年10月28日（火）まで

オ　回答の方法

質問及び回答内容は、市ホームページに掲載します。なお、本事業の公募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとします。

⑸　辞退届の提出

応募書類提出後、本プロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出してください。なお、この場合において、本業務以外の業務において不利益を被ることはありません。

ア　提出期限　　2025年10月31日（金）17時まで

イ　提出先　　　８⑵イに同じ。

ウ　提出方法　　電子メール

エ　提出書類　　辞退届（様式６）

９　企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出してください。また企画提案書の作成のため現地見学を希望する場合は日程を定めず随時受け付けます。

⑴　提出期限　　　2025年11月４日(火）17時まで

⑵　提出先　　　　８⑵イに同じ。

⑶　提出方法　　　電子メール

⑷　提出書類

ア　企画提案書提出届（様式７）

イ　企画提案書（任意様式）

別紙「但東地域における公共施設あり方方針策定業務に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき作成すること。なお、企画提案書一式はＰＤＦで提出してください。

ウ　見積書（任意様式。各年度毎の見積金額と内訳を明示すること）

10　プレゼンテーションの実施

⑴　選定委員会

「但東地域における公共施設あり方方針策定定業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行います。

⑵　審査方法

ア　評価

選定委員会委員（以下「委員」という。）は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、別に定める審査項目及び配点等の審査基準に基づき、企画提案内容を総合的に評価するものとします。

イ　審査方法

プレゼンテーションによる審査を行います。

(ｱ)　開催日

2025年11月11日（火）

※本市の都合により、日程を変更する場合があります。

(ｲ)　開催場所

豊岡市但東庁舎　２階　大会議室

※本市の都合により、開催場所を変更する場合があります。

(ｳ)　出席者

応募事業者１者につき、３人以内とします。

(ｴ)　説明事項

プレゼンテーションでは、企画提案書等に記載されている内容の範囲内で説明を行ってください。

(ｵ)　開催通知

開催日時の通知は、開催日の概ね１週間前を目途に行います。

(ｶ)　その他

ａ　プレゼンテーションの時間は、応募受付順に各応募者40分以内（提案説明20分以内、ヒアリング・質疑20分以内）とします。

ｂ　プレゼンテーションに必要な機器（モニター、ＨＤＭＩケーブル）は市が準備します。

ｃ　参加者は、ｂの機器を使用する場合は接続可能なパソコンを自身で用意し、企画提案書等の内容をスクリーンに映せるように準備してください。

ｄ　プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査及び選定の対象としません。

⑶　審査の進め方

ア　委員は、応募者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーションでの説明及びヒアリングにおいて、別に定める採点基準に基づき各委員による審査を行い、最高得点者を契約候補者として選定します。なお、合計点が同じ場合は、見積金額の評価点を比較し、評価点が高い者を契約候補者とします。評価点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定します。

イ　審査結果は、審査実施後７日以内に応募者（共同事業者による応募の場合は、その代表者）に電子メールで通知するとともに市ホームページで公表します。

11　審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査します。

＜審査基準表＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 評価の視点 | 点数 |
| １ | 業務実績 | 住民参加型のワークショップ運営支援業務の履行実績が豊富であるか。 | 5 |
| ２ | 業務実施方針 | 地域の特性や現状、本業務の目的を十分に理解しているか。 | 20 |
| ３ | 業務内容に対する提案内容 | 地域意見の聴取における手法について有用な提案があるか。 | 25 |
| ４ | 業務実施工程 | 年度別、業務別の工程について、実施可能な無理のない工程になっているか。 | 15 |
| ５ | 説明内容及び資料 | 分かりやすい説明内容及び資料の内容であるか。 | 5 |
| ６ | 質問への応答 | 質問に対し、的確に回答しているか。 | 5 |
| ７ | その他の提案 | 仕様書以外に本業務に関連する有用な提案があるか。 | 10 |
| ８ | 見積金額 | （応募者内での最低提案見積金額／提案見積金額）×配点 | 15 |

12　情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第７号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとします。ただし、同条例第７条第２号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とします。

13　失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した応募者は失格とし、当該応募者を契約候補者として選定しません。なお、失格事項に該当した応募者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できません。

⑴　契約締結までに応募資格を満たさなくなったもの。

⑵　必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではありません。

⑶　提出書類に不備がある場合。ただし、誤字、脱字等の軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定めて補正を認める場合があります。

⑷　書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合。

⑸　提出した書類等に虚偽又は不正があった場合。

⑹　談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合。

⑺　見積金額が「４　見積限度額（予算額）」で示した各年度毎の金額を超過した場合。

14　契約相手方の決定

市長は選定委員会が選定した契約候補者を業務受託事業者として決定します。

15　契約手続き

⑴　手続きの進め方

ア　契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全ての内容を承認するものではありません。

イ　市は契約候補者選定後、契約候補者と事業内容等の詳細について協議し、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで契約できるものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

ウ　契約の名義人は「業務受託事業者（応募者）名」となります。また、複数の者が共同し応募した場合は「応募代表者」が名義人となります。

エ　契約に必要な費用（収入印紙等）は業務受託事業者の負担となります。

⑵　契約書

契約書は、市が準備するものを使用するものとします。

16　その他留意事項

⑴　本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

⑵　応募者の名前等は公表しません。ただし、契約候補者となった者については公表します。

⑶　業務上知り得た情報を他に漏らすことを禁じます。

⑷　提出された企画提案書等は返却しません。また、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合があります。

⑸　提出された企画提案書等は、市の許可なく公表又は使用することを禁じます。ただし、事業候補者となった場合に、業務実績として市の名前を挙げることは可能とします。

⑹　企画提案書の提出は、各応募事業者等につき１案とします。

⑺　企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合はその旨を明記することとします。

⑻　審査に係る電話等での質問、問合せには応じません。

⑼　審査に対する異議を申し立てることはできません。

17　問合せ先

豊岡市但東振興局地域振興課

担当者：田邊、北村

〒668-0393　兵庫県豊岡市但東町出合150番地

電話番号：0796-21-9026

電子メール：tantou-chiiki@city.toyooka.lg.jp